この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等を除く。) にあっては、本店又は主たる事務所の所在地なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。また、常用選字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。 下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定により申請します。※当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。 令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。 本業者の証別相を記載してください。また、免税事業者	/ 収受印 /		[1/2]			
##	15 (Z =	住所又は居所 (法人の場合のみ公表されます) (法人の場合のみ公表されます) 本店又は 主たる事務所	5850			
		(フリガナ) (〒 732 - 0042) 広島市東区矢賀 1 丁目 7 番 3 1 号				
在		(フ リ ガ ナ) カプシキガイシャ ショコウ ③	5850)			
法 人 番 号 g 2 4 0 0 0 0 1 0 1 8 8 9 2 6 この申請書に記載した次の事項 (② 印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。 申請者の氏名又は名称 2 法人 (人格のない社団等を除く。) にあっては、本店又は主たる事務所の所任地なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。 下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)所則第44条第1項の規定により申請します。 ※ 当時申請告は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)所則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。 令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 正の申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 本業者の確認 欄を記載してください。また、免税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 本業者の確認 欄を記載してください。また、免税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出するとができなかったことにつき困難な事情 祝理士法人 長谷川会計 祝書の下で通知の下で通知の下で通知の下で通知の下で通知の下で通知の下で通知が正常の対理によった。 祝知の下で、毎日ので、毎日ので、毎日ので、毎日ので、毎日ので、毎日ので、毎日ので、毎日の	1	(法人の場合) 小浦 豊子				
公表されます。 申請者の氏名又は名称 注入 (人格のない社団等を除く。) にあっては、本店又は主たる事務所の所在地なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。 下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。 令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。 □ の申請書を提出するものです。 □ の申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 華業者 区 分		9 2 4 0 0 0 1 0 1 8 9	- , -			
(平成28年法律第15号) 第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号) 附則第44条第1項の規定により和5年9月30日以前に提出するものです。 令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。 この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 事業者区分 「課税事業者」 「免税事業者」 「免税事業者となる場合は今和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情が表してください。詳細してください。詳細してください。また、免税事業者となる場合は、次業「免税事業者」 「電話番号 082 - 272 - 5868) 「職務号」 申請年月日 年月日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地 なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。					
□ た場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。 □ この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 □ 課税事業者 □ 免税事業者 □ 免税事業者 ※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。 ○ 和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は今和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、本質は事情を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定に					
事 業 者 区 分 ② 課税事業者 □ 免税事業者 ※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。 令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は合和5年6月30日)までにこの申請書を提出することにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、との困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、次葉「会別の意味を表現してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者となる場合は、次葉「免税事業者となる場合は、次達「会別の表現を記録する場合には、次葉「免税事業者となる場合は、次葉「会別の表現を記録する場合には、次葉「免税事業者となる場合は、表現事業者を表現するも、まれままままままままままままままままままままままままままままままままままま			書を提出			
判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情を必要をある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情を表現しています。 税理士法人 長谷川会計 税理士		☑ 課税事業者□ 免税事業者※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、	-			
税 理 士 署 機 整理 番号 部門 番号 申請年月日 年 月 日 通 信 日 日 位 日 <td>令和5年3月31日(特定期間の 判定により課税事業者となる場 合は令和5年6月30日)までに この申請書を提出することができ なかったことにつき困難な事情 がある場合は、その困難な事情</td> <td></td> <td></td>	令和5年3月31日(特定期間の 判定により課税事業者となる場 合は令和5年6月30日)までに この申請書を提出することができ なかったことにつき困難な事情 がある場合は、その困難な事情					
金理 番号 申請年月日 年 月 日 年 月 日 本 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		税理士	5868)			
A 力 処 理	税 番号	番号 申請年月日 年 月 日 年 月 日 一 報認				
理	署		IE.			

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 株式会社 曙	光				
該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。						
免 □ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。						
事	個 人 番 号					
業	事 生年月日(個 法人 業 人)又は設立 年 月 日	年度至月日				
者	内 容 年月日(法人) 容	金 円				
0	等事業内容					
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの間のいずれかの日 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け					
認	ようとする事業者 令和	年 月 日				
登	登 課税事業者です。					
録要	の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ					
件の	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │					
確認						
参	参					
考						
事						
項						